

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十七年八月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社椀 の家	生駒市あすか野 南一―二―二	椀の家奈良 中央	磯城郡田原本 町大字大安寺 八四―一二	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 七年七月 三十一日